

幼稚園、小中学校におけるマスクの着用について

これまで港区教育委員会では、熱中症対策が必要な気候の場合、体育の授業や休み時間は、運動中にマスクを着用しないよう指導することを各学校に周知してきたところです。

今般、文部科学省は、令和4年5月24日付けで子どものマスク着用についての考え方を示しました。このことから港区の幼稚園・小中学校においては、これまでの方針に加え、以下のように取り組んでまいります。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、お子様の基本的な感染症対策の徹底にお取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

園生活・学校生活においてマスクの着用を不要とする場面は以下の通りです。

- 1 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館を含め、体育授業等の運動時には、マスクの着用は必要ありません。
- 2 屋外では、人との距離が2メートル以上確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。また、人との距離が2メートル以上確保できなくても、会話をほとんど行わないような教育活動（例：自然観察や写生活動、離れて行う移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び等）でも、マスクの着用は必要ありません。
- 3 屋内では、人との距離が2メートル以上確保でき、会話をほとんど行わないような場合（例・個人で行う読書や調べたり考えたりする学習等）は、マスクの着用は必要ありません。
- 4 熱中症のリスクが高い夏場においては、登下校時、体育の授業等の運動時にはマスクを外すよう指導を行います。熱中症対策を優先するため、マスクの着用は必要ありません。
その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導を行います。
なお、公共交通機関を利用する場合には、利用時にマスクを着用するよう指導を行います。

※ なお、これまで同様、保護者がマスクの着用が必要であると判断した場合、幼児・児童・生徒がマスクの着用を希望する場合はこの限りではありません。